



2018年5月10日

各 位

会 社 名 エ イ ベ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 松浦 勝人
(コード番号: 7860 東証第1部)
問い合わせ先 グループ執行役員 グループ管理本部長 畠本 誠一
T E L 03-6447-5366

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月22日開催予定の第31期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的の追加を行うとともに、所要の変更をするものであります。
- (2) 会長職を新たに置くことに伴い、現行定款第14条（株主総会の招集者及び議長）及び第23条（取締役会の招集者及び議長）について所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること (1) ~ (28) (条文省略) (新設) (29) ~ (33) (条文省略) (34) 前(1)から(33)の各事業を営む企業に対する投資 (35) 前(1)から(34)に附帯する一切の業務 2 前号(1)から(33)の各事業を自ら行うこと 3 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること (1) ~ (28) (現行どおり) <u>(29) 有料職業紹介事業</u> (30) ~ (34) (現行どおり) (35) 前(1)から(34)の各事業を営む企業に対する投資 (36) 前(1)から(35)に附帯する一切の業務 2 前号(1)から(34)の各事業を自ら行うこと 3 前各号に付帯する一切の業務
(株主総会の招集者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>社長</u> が招集し議長となる。 <u>社長</u> に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(株主総会の招集者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長又は取締役社長</u> が招集し議長となる。 <u>取締役会長及び取締役社長のいずれも置かないとき、又は取締役会長及び取締役社長のいずれにも事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>
(取締役会の招集者及び議長) 第23条 取締役会は、 <u>社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>社長</u> に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の招集者及び議長) 第23条 取締役会は、 <u>取締役会長又は取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役会長及び取締役社長のいずれも置かないとき、又は取締役会長及び取締役社長のいずれにも事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月22日
定款変更の効力発生日(予定日)	2018年6月22日

以 上